

令和 4年 2月 28日

## 社会福祉法人せせらぎ会 行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づき、次のように行動計画を策定する。

計画の期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日

目標と取組内容・実施時期

**目標 1 女性の比率が高い非正規雇用職員（パート・派遣）から正職員への雇用転換を1名以上実施する。**

〈取組内容〉

令和 4年 4月～ 園長会議にて、各施設の人員状況を調査、求人計画を策定

令和 4年 10月～ 求人計画に基づき、法人内の非正規職員に対し正職員への雇用転換希望者を募集する。

令和 5年 1月～ 雇用転換希望者に対し、法人所定の筆記・面接試験の実施

令和 5年 4月～ 試験合格者を正職員として雇用、辞令を交付する  
必要に応じ、園長・法人本部よりフォロー研修を実施する。

令和 5年 9月～ 上記事項を毎年度実施する。

**目標 2 男女とも有給休暇取得率を平均 63%以上にする。**

〈取組内容〉

令和 4年 4月～ 昨年度の有給消化率を集計、確定して園長会議に提出  
実績に応じて有給取得率を公表

令和 4年 4月～ 現状の月間公休日、リフレッシュ休暇の取得状況を把握の上、  
業務閑散期に交代で有給取得ができるよう、3か月毎に勤務シフト  
の見直しを行う。

令和 4年 10月～ 3か月に一度、有給取得率を調査し、プラン・ドゥ・チェックを  
繰り返す。